

平成19年6月12日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-436号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年8月4日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

#### 記

#### 確認内容

- (1) 喜連東小学校体育施設開放運営委員会に、地域住民が公平・平等に施設利用できるよう「運営委員会規約」の改正を図るよう求め、平成19年4月16日付けで改正されるに至ったこと。
- (2) 平成19年5月8日付、平成19年度の学校体育施設開放事業業務について、業務委託契約を締結したこと。

#### (参考) 勧告の概要

- ① 平成18年6月7日に一部改正がなされた、喜連東小学校体育施設開放運営委員会規約には、一部住民の排除規定が存在していること。
- ② 上記の「運営委員会規約」のまま、業務委託契約を継続することは不適正であり、規約改正を求めるか、委託先の変更等の具体的な措置をとること。